

事務局ご担当者さま

ご面倒をおかけしますが、高教組分会長または書記長へお渡しください（全2枚）

新潟高教組

9.1 対県教委交渉 速報

2021年9月2日 全組合員配布

○20 地公労交渉経過を無視した

休暇制度等の周知不足に抗議！！

「このような事態になったことは

重く受け止めている」（高校課長）

○非常勤講師成績処理業務手当

5月分以下の設定は6校のみ

9月1日（水）、5月25日付「休暇制度等の周知不足に対する抗議及び経過説明を求める要求書」に基づく対県教委交渉に臨んだ。

要求書概要

2021年4月1日より、家族看護・子育て休暇の拡充や不妊治療にかかる休暇の新設、早出遅出勤務の通年運用が行われているが、「休暇制度等の利用申請をしたが管理職が制度の認識をしておらず差し戻しとなった」「休暇制度について知らされていない」との報告が現場組合員より届いた。

権利行使の妨害、不当労働行為であること、交渉経過・確認事項の軽視ならびに周知徹底がなされていないことへの抗議を行うとともに、このような事態になった経過の説明を求める。

また、会計年度任用制度の運用についても周知・徹底がはかられていない。（成績処理業務6月分設定等）

交渉の初め、小川正樹高校課課長より、経過の説明として、管理職への周知スケジュール、通知発出が3月31日となったことの原因などが説明された。このような事態になったことへの高校課としての受け止めへの発言がなかったことから、吉田執行委員長がそのことについて質し、「このような事態になったことは重く受け止めている」と発言があった。

以下主な説明・やりとり

管理職等への説明の経過	3/30 通知発出（早出遅出） 3/31 通知発出（休暇制度） 4/9・4/16 校長研修会で周知・説明 4/26 職員ポータルに掲載 校長教頭へ再度周知 5/7 校長研究協議会で再周知・説明 5/14 副校長・教頭研究協議会で周知・説明
-------------	---

通知発出・制度説明時期について	<ul style="list-style-type: none"> ・早出遅出 3/24に事前情報として周知した 県報登載が3/30だったため、それにあわせて通知を出した ・休暇制度 3/30に人事課から通知が発出。それを受けて4/1通知を発出、16時に総務課より所属へのお知らせに掲載
教職員への周知状況	<ul style="list-style-type: none"> ・早出遅出 年度初会議 71校 4月10日～15日 8校 4月定例職員会議 32校 ・休暇制度 年度初会議 33校 4月10日～15日 3校 4月定例職員会議 45校 5月以降 15校 ・周知していない学校はない
通知に違反した管理職への指導	<ul style="list-style-type: none"> ・状況の確認をし、確実に実施されるように指導した
今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・今回のような事態にならないよう徹底する ・事前に周知が可能かどうか検討する ・今回の件については改めて整理をし、改めて指導する
非常勤講師成績処理業務手当について	<ul style="list-style-type: none"> ・6月分を上限として設定（6月分の設定が標準） ・5月分以下の設定がある学校は6校 ・指導し、6月分の設定に是正させた学校もある
5月分以下に設定した理由	<ul style="list-style-type: none"> ・授業だけを行っている方 （レッスン中心、TTで行っているなど評価に携わっていない） ・本人に成績処理を行う状況を確認して申告の実績によって （本人と相談して） ・提出物の回収や評価する等の業務を同じ教科の教諭が行っている場合 ・次年度以降調査・検証を含め制度の周知徹底を行っていく

新高教は「通知違反に対する厳しい指導」や「権利行使をしようとしたが取り下げられた職員のモチベーションの低下」、「権利の制限につながるという認識」「労使関係を損なうものであるという認識」「現場管理職に緊張感がない」等を訴えた。小川高校課長は「言葉が足りなかったことへのお詫び」「このようなことがあってはならない」「再発防止に向け検討していく」「二度とあってはならない」とし、「このような事態になったことは重く受け止めている」と謝罪した。

今回の件は、臨時削減交渉、確定交渉等で妥結した内容が誠実に履行されなかったものであり、労使交渉の軽視につながる。

制度改正等の対応については事前周知の検討を行うとともに、今回の件を改めて整理し、改めて指導することを確認した。

配布された抗原検査キットの 使用方法は「検討中」

→学校への指示は「保管しておくこと」

9月1日現在、上記のような対応となっています。現場から「管理職が使おうとした」といった事例が報告されています。抗原検査をしたとしても、結果にかかわらず医療機関への受診を促すとなっており、学校現場で検査をさせる必要性が見つかりません。「体調を崩した生徒は帰宅、医療機関を受診する」が大原則です。今後も適切な対応を求めていきます。

ご不明な点などがありましたら高教組本部（025-265-4151）までご連絡ください。